

荒川区基本構想審議会の傍聴に関する取決め（案）

（平成 18 年 月 日審議会決定）

（趣旨）

第 1 条 この取決めは、荒川区基本構想審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分する。

（傍聴人の定員）

第 3 条 一般席で会議を傍聴できる者の定員は、15 人とする。

（傍聴人）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第 5 条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

（傍聴券への記入）

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

（傍聴券の提示）

第 7 条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第 8 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) ラジオ、拡声器、無線機の類を所持している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘、ヘルメットの類を所持している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓等の楽器の類を所持している者
- (6) 録音機、写真機、撮影機の類を所持している者。ただし、第 11 条の規定により会長の許可を得た者を除く。

- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 論談し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの取決めに違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第15条 この取決めに定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。